

安芸広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例

令和6年2月28日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

(不開示情報としない情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例（令和6年条例第2号）第7条第1項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しない情報であつて、同項第2号エに掲げるもの（氏名に係る部分に限る。）とする。ただし、当該者の氏名を公表することにより、当該者の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるときを除く。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者（地方公共団体等行政文書を複写した物の写しの交付を受ける者を含む。）は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関が経済的困難その他特別な理由によりやむを得ないと認めるときは、当該費用の負担を免除することができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が

生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、法第129条の規定に基づき、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、安芸広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和6年条例第3号）第1条に規定する安芸広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の事項を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第8条 管理者は、毎年1回、実施機関における法及びこの条例に定める個人情報の開示等の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、細則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。